

仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行規則

平成一一年三月三十一日
仙台市規則第三二号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民公益活動の促進に関する条例（平成十一年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(促進委員会の委員長及び副委員長)

第三条 促進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、促進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(促進委員会の会議)

第四条 委員長は、促進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 促進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 促進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 促進委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(促進委員会の庶務)

第六条 促進委員会の庶務は企画市民局地域政策部地域活動推進課において処理する。

(促進委員会の運営事項)

第七条 この規則に規定するもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が促進委員会に諮って定める。

(開館時間)

第八条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

一 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前九時から午後六時まで

二 前号に掲げる日以外の日（以下「平日」という。） 午前九時から午後十時まで
(休館日)

第九条 センターの休館日は、一月一日から一月三日まで及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(公募方法)

第十条 条例第十三条第四項及び第五項の規定による公募は、市の広報紙への掲載、市の区域内の適当な場所における掲示その他の広く市民が周知することのできる方法によって行うものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、市長は、使用者の資格、使用条件、使用料、公募の期間、使用の申込みの方法、使用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにするものとする。

(事務用ブースの使用者の選考)

第十一条 条例第十三条第四項の規定による事務用ブースの使用者の選考に当たっては、市長は、あらかじめ選考基準を定め、これに従い、使用者の資格を有する者のうちから公正に選考するものとする。この場合において、市長は、市民公益活動を行う者、学識経験者等から意見を聴くことができるものとする。

(ロッカーの使用者の抽選)

第十二条 条例第十三条第五項の規定によるロッカーの使用者の抽選は、公開により行うものとする。

(使用補欠者)

第十三条 市長は、第十一条の規定により事務用ブースの使用者を選考する場合においては、使用者として決定した者のほかに、補欠者として使用順位を定めて必要と認める数の使用補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、前項の使用補欠者を定めた場合において、使用者として決定した者(この項の規定により使用者として決定した者を含む。)が使用許可の取消しその他の事由により事務用ブースを使用しないこととなったとき又は使用許可の期間が満了する前に事務用ブースの使用を取りやめたときは、当該使用補欠者のうちから、その使用順位に従い、当該事務用ブースの使用者を決定しなければならない。
- 3 使用補欠者が第一項の規定による決定を受けた日から起算して一年を経過する日(その日前に事務用ブースの公募があったときは、当該公募の日)までに前項の規定による決定を受けなかったときは、その者の使用補欠者としての地位は、消滅するものとする。
- 4 前三項の規定は、前条の規定によりロッカーの使用者を抽選する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」と、第一項中「第十一条」とあるのは「前条」と、「選考する」とあるのは「抽選する」と読み替えるものとする。

(使用許可等の手続)

第十四条 使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設及び設備の区分に応じ、当該各号に定める期間(市長が特別の事情があると認める場合にあっては、その定める期間)内に使用申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

- 一 事務用ブース 第十条の規定による公募の期間
- 二 セミナーホール 使用しようとする日の六月前から同日までの期間
- 三 ロッカー 第十条の規定による公募の期間
- 四 市民活動シアター 全日使用(午前九時から午後十時まで(日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後六時まで)における連続した使用をいう。以下同じ。)をする場合は使用しようとする日の六月前から同日までの期間、区分使用(別表第二の二

の表に定める午前、午後又は夜間の使用時間における連続した使用をいう。以下同じ。) をする場合は使用しようとする日の三月前から同日までの期間、時間使用(全日使用及び区分使用以外の使用をいう。以下同じ。) をする場合は使用しようとする日の一月前から同日までの期間

五 その他の施設及び設備 使用しようとする日の三月前(セミナーホールと同時に使用しようとする場合にあっては、六月前)から同日までの期間

2 市長は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

(使用の変更の許可)

第十五条 施設及び設備について使用許可を受けた使用の内容を変更しようとする者は、あらかじめ、変更の内容及び変更を必要とする事由を記載した使用変更申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用変更申込書の提出があった場合において、変更を相当と認めるときは、使用変更承認書を交付するものとする。

3 既納の使用料が第一項の許可を受けた使用に係る使用料に満たない場合における不足額は、同項の許可の際(事務用ブース及びロッカーにあっては当該月の前月の末日まで)に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間の制限)

第十六条 事務用ブース、ロッカー及び市民活動シアター以外の施設及び設備を引き続き二日以上にわたって使用する場合に係る使用許可(前条第一項の許可を含む。以下同じ。)は、七日を超え、又は同一月内において通算した使用期間が十四日を超えて与えることができないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

2 市民活動シアターを引き続き二日以上にわたって使用する場合に係る使用許可は、三十日を超えて与えることができないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(使用の取りやめの申出)

第十七条 使用者は、事務用ブース及びロッカー以外の施設及び設備の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、使用取りやめ申出書を市長に提出しなければならない。

2 事務用ブース及びロッカーの使用者は、使用許可の期間が満了する前にその使用を取りやめようとするときは、使用を取りやめようとする日の七日前までに、前項の使用取りやめ申出書を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第十七条の二 条例第十三条第一項第二号に掲げる者が条例別表第一に掲げる施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、別表第一に定めるとおりとする。

2 市民活動シアターを専用使用する場合の使用料は、別表第二に定めるとおりとする。

3 条例別表第二備考第二号の規定に基づき定める額は別表第三に定めるとおりとし、条例第十五条第三項の規定に基づき定める附帯設備の使用料は同表に定めるとおりとする。

(使用料の返還)

第十八条 条例第十六条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、返還する額は、当該各号に掲げる場合の区分に

応じ当該各号に定める額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 一 使用者が天災その他自己の責めによらない事由により施設及び設備を使用できない場合 使用料の全額に相当する額
- 二 事務用ブース及びロッカーの使用者が使用開始日の七日前までに第十七条第二項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額
- 三 事務用ブース及びロッカーの使用者が使用開始後第十七条第二項の規定により使用の取りやめを申し出た場合で、使用を取りやめた日の属する月（以下「使用終了月」という。）の翌月以後の月分の使用料を既に納付しているとき 使用終了月の翌月以後の月分の使用料の全額に相当する額
- 四 セミナーホール及び市民活動シアターの使用者が使用しようとする日の四月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額
- 五 セミナーホール及び市民活動シアターの使用者が使用しようとする日の二月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合（前号に該当する場合を除く。） 使用料の八割に相当する額
- 六 研修室の使用者が使用しようとする日の二月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額
- 七 研修室の使用者が使用しようとする日の十四日前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合（前号に該当する場合を除く。） 使用料の八割に相当する額

2 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申込書を市長に提出しなければならない。

（特別の設備を必要とする場合の手続き）

第十九条 施設及び設備を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の器具を使用しようとする者は、その設備又は器具の種類及び内容を記載した仕様書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第二十条 センターにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 大音量の発生を伴う行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 二 建物その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと
- 三 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること
- 四 使用許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと
- 五 市長の承認を得ないで寄附の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと
- 六 その他係員の指示に従うこと

（使用の打合せ等）

第二十一条 使用者は、事前に係員と使用方法その他の必要な事項の打合せを行い、その指示を受けなければならない。

（使用終了の届出）

第二十二条 使用者は、施設及び設備の使用を終了したときは、直ちにその旨を係員に届けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第二十三条 条例第二十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第十条、第十三条、第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十九条並びに第二十条の規定の適用については、第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十九条並びに第二十条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十条第二項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用ブースについては、市長。第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第二項において同じ。)」と、第十三条第四項中「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」とあるのは「市長」とあるのは「指定管理者」と、「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」とする。

(実施細目)

第二十四条 この規則の実施細目は、企画市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平一一、六・改正)

この規則は、平成十一年六月三十日から施行する。

附 則(平一六、三・改正)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平一九、四・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第一（第十七条の二関係）

一 事務用ブース使用料

施設名	金額（一事務用ブースにつき一月当たり）
事務用ブース	七、〇〇〇円
備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。	

二 セミナーホール等使用料

施設名	金額（一室につき一時間当たり）
セミナーホール	一〇、〇〇〇円
研修室(床面積が五十平方メートル以上のものに限る。)	五、〇〇〇円
研修室(床面積が五十平方メートル未満のものに限る。)	二、五〇〇円
備考 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。	

三 ロッカー使用料

設備名	金額（一個につき一月当たり）
ロッカー大	一、二〇〇円
ロッカー中	八〇〇円
ロッカー小	四〇〇円
備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。	

別表第二（第十四条，第十七条の二関係）

一 全日使用をする場合の使用料

使用区分	使用時間	金額
平日	午前九時から午後十時まで	八〇、〇〇〇円
日曜日・休日	午前九時から午後六時まで	四〇、〇〇〇円
備考 引き続き二日以上の期間にわたって使用する場合の使用料は、この表に定める額に、当該使用する期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。		
一 一日以上四日以下の期間 一日につき百分の百		
二 五日以上十四日以下の期間 一日につき百分の七十五		
三 十五日以上の期間 一日につき百分の五十		

二 区分使用をする場合の使用料

使用時間 使用区分	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後十時)
平日	一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	四一、五〇〇円
日曜日・休日	一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	
備考 次のイ及びロに掲げる区分使用に係る使用料は、それぞれイ及びロに掲げる額とする。 イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額 ロ 午後一時から午後十時まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額			

三 時間使用をする場合の使用料

使用時間 使用区分	一時間当たりの使用料		
	午前九時～午後一時	午後一時～午後六時	午後六時～午後十時
平日	三、五〇〇円	七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
日曜日・休日	三、五〇〇円	七、〇〇〇円	
備考 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。			

別表第三（第十七条の二関係）

施設名	品名		単位	金額 (一回につき)	摘要
市民活動 シアター	照明 器具 類	アッパーホリ ゾントライト	一列	四〇〇円	
		平凸ライト	一台	三〇〇円	五〇〇ワッ ト
		フレネルライ ト	一台	三〇〇円	五〇〇ワッ ト
		サスペンショ ンフラッドラ イト	一台	三〇〇円	五〇〇ワッ ト
	音響設備		一式	五、〇〇〇円	
	舞台用演台		一式	五〇〇円	
	平台		一枚	五〇円	
	簡易ステージ（大）		一式	五〇〇円	
	簡易ステージ（小）		一式	三〇〇円	
	専用プロジェクター		一台	四〇〇円	
	専用スクリーン		一式	二〇〇円	
	ピアノ		一台	四、五〇〇円	調律料を除 く。
持込設備機器		1キロ ワット	一五〇円		
備考					
一 「一回」とは、第八条に規定する開館時間内における連続した使用をいう。					
二 持込設備機器の単位は、一台ごとにその表示された消費電力によるものとし、一 キロワットに満たない端数がある場合は、これを一キロワットに切り上げる。					